

平成31年3月19日

記者発表

恋野橋の被災に伴う代替路（仮橋）の利用開始について

平成30年11月2日から変状により通行止めになっていた恋野橋について、代替路（仮橋）が**3月24日（日）（昼頃）**に通行可能となります。

※但し、天候も含めて作業が順調に進めば、安全を確認のうえ、早く開放する場合があります。

○歩行者、自転車、緊急車両、一般車両の通行が可能になります。

なお、一般車両については準中型自動車以上と高さ2.80mを超える車両は通行できません。

※準中型自動車：車両総重量3.5t以上、最大積載量2.0t以上、定員10人を超えるのいずれかに該当する車両

○代替路については、危険が予測される場合には通行規制を行う場合もあります。

○仮橋の供用をもって、上流0.6kmにある迂回路としての水管橋の利用及び代替輸送タクシーの運行については終了します。

【位置図】



- 【代替路の概要】
- ・延長：343.6m
 - ・橋長：142.8m（応急組立橋：40m、50m、50m）
 - ・幅員：車道5.0m、自歩道2.5m

県土整備部道路局道路建設課

担当 東、畑口 直通 073-441-3094

伊都振興局建設部

担当 檜本、藤田 直通 0736-33-4924